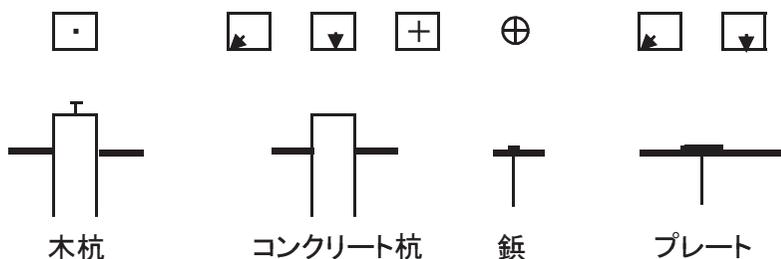


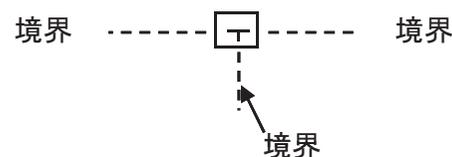
建築工事等を施工される皆様へ

建築等の工事について、下記のこと十分に注意され施工されますようお願いいたします。

1. 工事着手前に境界杭を確認のうえ、工事に着手してください。境界杭は木杭・コンクリート杭・鋸・プレート等が設置してあります。境界杭は、第三者との境であり、隣接者との共有物でありますから、毀損等には十分に注意してトラブル等の発生に気をつけてください。

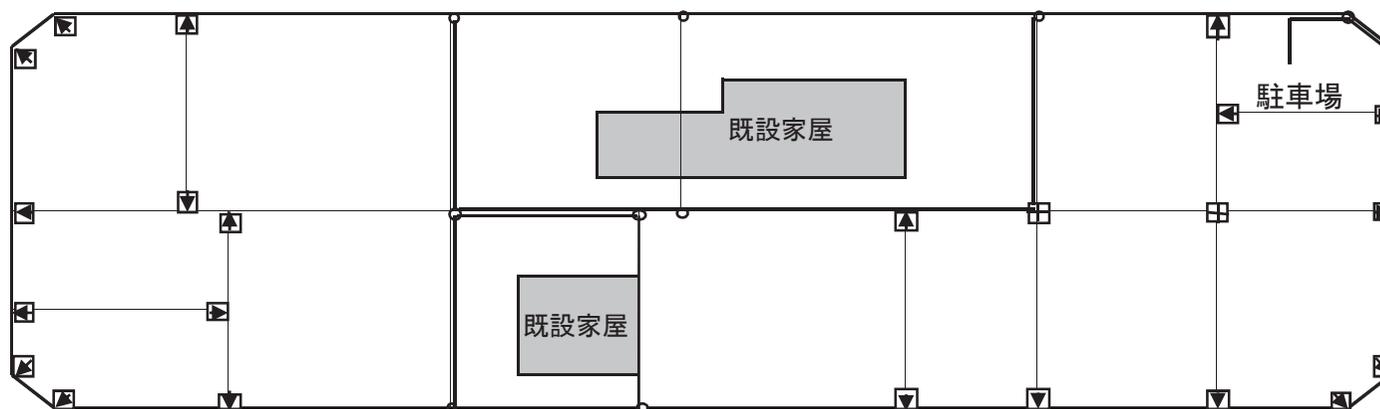


※また、境界杭の設置状況によっては、下図のような杭が設置してある場合があります。注意してください。



2. 境界杭の境の表示の方法には、現地の状況によりいろいろな表示がありますので注意してください。

参考 下図は一般的な表示方法です。



3. 宅地の現況地盤高は、事業計画にのっとり造成してあります。又、地区により砂防法・宅地造成規制法の許可を得てあります。大幅な切盛土は法による許可が必要となる場合があります。又、切盛土により、隣接地の高低差に注意願います。